

令和 7 年 度

給与所得等に係る 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収の手引

(異動届出書は本書につづり込んでいます)



小 樽 市

(市町村コード 012033)



小樽市公式 LINE 案内人レッタくん

お 問 合 せ は

小樽市財政部 市民税課

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
TEL 代表 0134-32-4111 内線 242～245
FAX 0134-22-5354

目 次

[1] 給与所得等に係る特別徴収の事務取扱について

1	給与所得等に係る特別徴収とは……………	1
2	給与所得等に係る特別徴収義務者とは……………	1
3	月割額の徴収について……………	2
4	納入について……………	2
5	納期限までに納めないときは……………	2
6	納期の特例について……………	2
7	納税義務者に退職や転勤などの異動があったときは……………	3
8	普通徴収から給与所得等に係る特別徴収へ変更するときは……………	4
9	名称変更、住所変更、解散などの届出について……………	4
10	審査請求について……………	4

[2] 退職所得に係る市民税・道民税の分離課税について…………… 5

[3] 給与所得等に係る特別徴収関係届出書…………… 6

地方税共通納税システムを御利用いただけます

地方税共通納税システムは、すべての都道府県・市区町村へ職場のパソコン等から電子納税ができる仕組みです。

地方税共通納税システムを利用することで複数の地方公共団体に一括して納税ができ、納付事務の負担が軽減されます。また、事前に登録した金融機関等口座を指定してダイレクト納付ができますので、納め忘れがありません。

地方税共通納税システムについては eLTAX ホームページを御確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

市税を納めるところ

以下の窓口以外では、受け付けできませんので御注意ください。

◎ 金融機関窓口

・北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫及び北海道労働金庫の本支店及び出張所

・新おたる農業協同組合本所、北海道信用漁業協同組合連合会小樽支店及び小樽市漁業協同組合本所

・道内のゆうちょ銀行（郵便局）

※北海道外のゆうちょ銀行及び郵便局で納める場合は、初回に本手引き末尾の「指定通知書」を納めるゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。

◎ 小樽市役所

市役所開庁日における納付窓口等は以下のとおりです。

・午前9時～午後5時20分 別館1階18番窓口
・木曜日 午後5時20分～午後8時 別館2階23番窓口

※土・日・祝日、12/29～1/3は除きます。

※小樽市各サービスセンターや、コンビニエンスストアでは納めることはできません。



給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書について

●令和7年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（当初通知）

令和7年5月21日付けで送付する「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用/納税義務者用)」に反映できる異動届及び切替届等は、令和7年4月10日までに提出いただいた内容となります。

●令和7年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（例月通知）

令和7年4月11日から令和7年5月10日までに提出いただいた異動届及び切替届は令和7年5月末日に送付予定の通知書に反映します。以降、従業員の税額に変更が生じたとき、または、退職等による異動があった場合は、6月下旬以降、届出があった月の翌月末日までに「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用/納税義務者用)」をお送りします。変更後の月割額を確認し納めてください。

●電子データで送付する給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書について

事業所の名称、住所、従業員の氏名または住所等に eLTAX で使用できない文字が含まれている場合、電子データでの通知上、「■」で表記となる場合がありますので御了承ください。

〔1〕給与所得等に係る特別徴収の事務取扱について

1 給与所得等に係る特別徴収とは

特別徴収義務者が6月から翌年5月まで12回に分けて、毎月の給与を支払う際、納税義務者個人が納めなければならない市民税・道民税・森林環境税を給与から差し引いて、事業所ごとにまとめて納めていただく制度です（公的年金等から差引きされる市民税・道民税・森林環境税は、給与からの特別徴収ができません。）。

2 給与所得等に係る特別徴収義務者とは

「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」によって指定を受けた給与の支払者です。特別徴収関係書類を受け取りましたら、次の作業をしてください。

- (1) 送付した封筒に記載の書類が入っているか確認してください。
- (2) 「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、各納税義務者に特別徴収の制度を御説明の上、速やかにお渡しください。
- (3) 退職、転勤などにより納税義務者にお渡しできない通知書は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を添えて返送願います。
- (4) 納税義務者から、特別徴収税額のうち給与所得以外に係る所得割の全部又は一部を普通徴収の方法（個人が納付書によって納める方法）により納めたい旨の申出があった場合は、速やかに御連絡ください。

3 月割額の徴収について

- (1) 毎月納めていただく税額は、「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載してあります。（6月分と7月分以降の月割額は異なる場合が多いので御注意ください。）
- (2) 年税額が均等割以下の方は、6月中に支払う給与から全額差し引いて6月分として納めていただくことになります。

4 納入について

- (1) 納期限は、徴収した月の**翌月10日**（土、日、祝日及び振替休日に当たっているときは、その翌日）です。
- (2) 表紙裏に記載してある取扱金融機関等で納めてください。
- (3) 取引銀行や会社において規定の様式で納入書を独自に作成している特別徴収義務者には、納入書を送付しておりません。必要なときはお知らせください。
- (4) 納入書には所要事項を必ず記入してください。なお、合計額の首部には¥記号を必ず記入してください。（9、10ページの記入例参照）
- (5) 納入書の金額及び納入月の訂正はできません。予備の納入書を添付しておりますので、そちらを御利用ください。

5 納期限までに納めないときは

- (1) 延滞金（地方税法第326条に基づき計算します）

納期限後に納入された場合は、その税額(1,000円未満の端数があるときは端数金額を切り捨て、また、税額が2,000円未満のときは全額を切り捨てます。)に納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限は14.6%)を乗じた延滞金が生じます。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までは、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(上限7.3%)が延滞金の割合になります。計算した延滞金に100円未満の端数があるときは端数金額を切り捨て、またはその金額が1,000円未満であるときは全額を切り捨てます。

- (2) 滞納処分

納期限までに納めなかったときは、督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は預貯金、不動産、売掛金などの財産の差押えを受けることがあります。

6 納期の特例について

給与の支払を受ける方が10人未満の特別徴収義務者は、納期の特例に関する申請をし、承認を受けた場合に限り、年2回の納入とすることができます。なお、この場合の納期限は、6月分から11月分までが12月10日、12月分から5月分までが6月10日となります（土、日、祝日及び振替休日に当たっているときは、その翌日）。

申請の際は「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入し提出してください。また、給与の支払を受けている従業員数が常時10人以上となった場合など納期の特例の要件を欠いた場合は「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。申請書は小樽市ホームページからダウンロードできます。

7 納税義務者に退職や転勤などの異動があったときは

給与所得等に係る特別徴収税額の通知書に記載されている方が退職、転勤、長期休職などによって給与の支払を受けなくなったときは、その異動があった日の翌月 10 日（通知前に異動していた場合は通知を受けた日の翌月 10 日）までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。非課税の方に異動があった場合も必要です。記入例と用紙は 9 ページ以降にあります。

ただし、令和 7 年度の未徴収税額を 3 月分一括徴収し、3 月分で納入する旨の異動届出書は令和 8 年 3 月 16 日までに提出してください。

また、令和 6 年度に特別徴収をしていない方及び他市町村で特別徴収をしていた方が、令和 7 年度は特別徴収希望として小樽市に給与支払報告書を提出した場合は小樽市での特別徴収対象者となるため、その方が異動した場合も「異動届出書」の提出が必要です。

未徴収税額（残りの税額）の徴収方法について

(1) 一括徴収

未徴収税額（残りの税額）を給与又は退職金などから一括して徴収し、特別徴収義務者が、翌月 10 日までに納める方法です。

1 月 1 日以降に退職等の異動があるときは、本人の申出に基づくことなく、一括徴収しなければなりません。

（ただし、未徴収税額が給与又は退職金などを超える場合は除きます。）

12 月 31 日までに退職等の異動があるときでも本人の了承を得て、できるだけ一括徴収してください。

※令和 8 年 3 月 17 日以降に「令和 7 年度にかかる未徴収税額を一括徴収し、3 月分（4 月 10 日納期限）で納入する旨の異動届出書」を提出し、3 月分で納入しても、出納整理期間の関係上、以下の例のように通知書には 4 月分一括徴収と記載されますので御了承ください。納入は異動届出書に記入した納入月に納入いただきますが、3 月 17 日以降に令和 7 年度にかかる未徴収税額を一括徴収する旨の届出をする場合は、4 月分又は 5 月分で納入いただくよう御協力願います。

例）月割額 1 万円の従業員が令和 8 年 3 月 10 日に退職し、未徴収税額（4 月及び 5 月分）を 3 月一括徴収する異動届出書を提出した場合の例

令和 7 年度 給与所得に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）							
異動前							
特別徴収税額		1,200,000		課税人員		非課税人員	
				10		0	
月割額		人数	納付額		人数	納付額	
	6月分	10	100,000	12月分	10	100,000	
	7月分	10	100,000	1月分	10	100,000	
	8月分	10	100,000	2月分	10	100,000	
	9月分	10	100,000	3月分	10	100,000	
	10月分	10	100,000	4月分	10	100,000	
	11月分	10	100,000	5月分	10	100,000	

令和 8 年 3 月 16 日までに提出した場合							
3 月分一括徴収分が加算された金額が記載されますので、3 月分で納入してください。							
特別徴収税額		1,200,000		課税人員		非課税人員	
				10		0	
月割額		人数	納付額		人数	納付額	
	6月分	10	100,000	12月分	10	100,000	
	7月分	10	100,000	1月分	10	100,000	
	8月分	10	100,000	2月分	10	100,000	
	9月分	10	100,000	3月分	10	120,000	
	10月分	10	100,000	4月分	9	90,000	
	11月分	10	100,000	5月分	9	90,000	

令和 8 年 3 月 17 日以降に提出した場合							
3 月分一括徴収分が加算されず、4 月分又は 5 月分一括徴収と記載されますので、御了承ください。納入は異動届出書に記入した納入月に納入してください。							
特別徴収税額		1,200,000		課税人員		非課税人員	
				10		0	
月割額		人数	納付額		人数	納付額	
	6月分	10	100,000	12月分	10	100,000	
	7月分	10	100,000	1月分	10	100,000	
	8月分	10	100,000	2月分	10	100,000	
	9月分	10	100,000	3月分	10	100,000	
	10月分	10	100,000	4月分	10	110,000	
	11月分	10	100,000	5月分	9	90,000	

(2) 特別徴収継続

転勤又は退職後の新しい勤務先で引き続き給与所得等に係る特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に確認をして、異動届出書に必要事項を記入し、提出してください。

(3) 普通徴収

(1)、(2)に該当しないとき、納税者個人が直接納める方法です。この場合は、未徴収税額（残りの税額）分の納税通知書を普通徴収の納期に合わせて直接、納税者個人に送ります。納期限については、小樽市ホームページ内 くらし・手続き→税金 →「小樽市の税」個人住民税（普通徴収）を御覧ください。

届出が遅れますと納税義務者個人への「納税通知書」の発送が遅れて、納税義務者が一度に納めなければならないことになります。
これにより諸証明の発行を受けられなくなる場合もありますので、提出期限の厳守をお願いします。

8 普通徴収から給与所得等に係る特別徴収へ変更するときは

納税者を新たに採用したときなど、普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替えを希望する場合には、10 ページ以降の様式 2 枚目「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書」を提出してください。なお、二重納付防止のため、納税者が普通徴収の通知書で一部を既に支払っているときには、その領収書の写しを添付してください。

※公的年金からの特別徴収の開始により、御自宅に届いた年金所得に係る普通徴収分については、給与から特別徴収することはできませんので御注意ください。

9 名称変更、住所変更、解散などの届出について

事業所の名称などに変更があったとき、又は解散などにより特別徴収を継続できなくなったときは、10 ページ以降の様式 3 枚目「給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名所変更・解散等届出書」に記入し、提出してください。

10 審査請求について

同封の税額通知書に記載された事項についての処分に係る審査請求は、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対してすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

上記の処分についての取消訴訟は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

なお、この取消訴訟は、①審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

〔2〕退職所得に係る市民税・道民税の分離課税について

退職手当などに係る市民税・道民税については、下記の方法により税額を求め、退職手当などの支払の際に所得税と一緒に徴収してください。

1 徴収した税額の納入先

退職した方が退職手当などの支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在にお住いの市町村です。

2 課税されない退職手当など

死亡により退職した方に支払うべき退職手当などで、その方の相続人などに支払われることとなったものについては課税されません。

(相続税の対象となります。)

3 非課税となる人

退職手当などを支払う年の1月1日現在に生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は課税されません。

4 特別徴収する税額の計算

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2(1,000円未満切捨て)

※短期退職所得等については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の1/2計算の適用はありません。詳しくは国税庁ホームページ「退職金を受け取ったとき(退職所得)」を確認してください。

退職所得控除額

勤続年数に応じて下記のとおり計算します。

勤続年数が1年に満たない端数は切り上げます。(例：10年3か月のときは11年とする。)

・通常の退職の場合

勤 続 年 数	控 除 額
20 年 以 下	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
20 年 を 超 え る	800万円+70万円×(勤続年数－20年)

※障害者となったことにより退職した場合・・・上記によって計算した金額+100万円

(2) 税額の計算

(1)の退職所得の金額に、税率(市民税は6%、道民税は4%)を適用して計算します。

市民税 退職所得の金額×6%＝特別徴収すべき市民税額(100円未満切捨て)

道民税 退職所得の金額×4%＝特別徴収すべき道民税額(100円未満切捨て)

【例】退職所得の金額が1,500万円、勤続年数が38年の場合

・退職所得控除額

800万円+70万円×(38年－20年)＝2,060万円

退職所得控除額が退職所得の金額を上回っているため、この場合は課税されません。

5 納入について

退職所得に係る市民税・道民税は、給与所得に対する市民税・道民税特別徴収税額と併せて「納入書」に所要事項を記入し、特別徴収した月の翌月の10日までに納めてください。

このとき、納入書裏面の「**納入申告書**」にも忘れずに記入してください。(10ページの記入例参照)

なお、法人番号を有しない個人事業主の皆様は、納付に使用する納入書裏面の「納入申告書」には何も記入しないでください。この場合の「納入申告書」の提出は、「納入申告書」の部分だけを別にコピーしたものに記入する、又は予備の納入書裏面の「納入申告書」(表面に記載の無いもの)を利用する等により作成し、金融機関等を経由せずに直接、小樽市財政部市民税課へ提出してください。

6 退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書について

退職所得に係る特別徴収税額を納めるときは、上記の「納入申告書」のほか、10ページ以降の様式4枚目「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」を提出してください。

7 退職所得の特別徴収票について

市区町村提出用「退職所得の特別徴収票」は、税務署提出用「退職所得の源泉徴収票」と本人交付用の3枚複写になっています。税務署提出用「源泉徴収票」と市区町村提出用「特別徴収票」は、法人(人格のない社団又は財団も含まれます。)の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員について提出してください。なお、本人交付用はすべての受給者に交付してください。

〔3〕給与所得等に係る特別徴収関係届出書

特別徴収に係る各種届出書は10ページ以降に様式があります。なお、指定通知書を除き、小樽市ホームページからもダウンロードできます。

小樽市ホームページ内 申請書ダウンロード→市税→「税の請求書・届出書様式ダウンロード」

- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(PDF/Excel)
- ・普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書(PDF/Excel)
- ・給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更・解散等届出書(PDF/Excel)
- ・退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書(PDF/Excel)
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書(PDF/Excel)
- ・特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書(PDF/Excel)
- ・特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書(PDF/Excel)
- ・指定通知書(本手引の末尾にあります)



※「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書」は、提出時期によっては、希望徴収開始月に間に合わない場合があります。

(例2) 転勤し、特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特 別 徴 収										に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年 2. 新年度 3. 両年度		
小樽市長殿		〔特別徴収者 給与支払者〕		所 在 地		〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号										特別徴収義務者 指 定 番 号		9712775						
令和7年10月28日提出		フリガナ		カヅシゲイシヤ ハナヅノショウジ										所 属		会計課経理係								
		氏名又は名称		株式会社 花園商事										担 連 氏 名		鈴木								
		個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4										本人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		32-4111 内線 (242)						
給 与 所 得 者	フリガナ		カヅ 一郎		(ア)		(イ)		(ウ)		異 動		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏 名		小樽 一郎		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日				税額の徴収方法									
	生年月日		昭和50年 2 月 1 日				6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		令和7年				1. 特別徴収継続									
	個人番号		5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		96,000						9 月				2. 一 括 徴 収									
	受給者番号		12345								27 日				3. 普 通 徴 収 (本人納付)									
	1月1日 現在の住所		小樽市銭函1-2-3				40,000		56,000		多由・理由													
異動後の 住 所		同上		円		円		円																

1. 特別徴収継続の場合																				
新 規 特 別 徴 収 勤 務 先 者	特別徴収義務者 指 定 番 号		9712776										☐ 新規		法 人 番 号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3		新しい勤務先へは、月割額 8,000 円を	
	所 在 地		〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目										担 当 者		所 属		11 月分(翌月10日納入期限分)から			
	フリガナ		カヅシゲイシヤ ハナヅノショウジ カツホロウテン										氏 名		佐藤		徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称		株式会社 花園商事 札幌支店										受 給 者 番 号				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合																	
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で	
																納入します。	

3. 普通徴収の場合																					
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市町村 料記入欄		A BG				Q		F	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										NT CD				S					
		3. 死亡による退職であるため														I		☐		☐	

(例3) 残りの税額を普通徴収(個人払い)にする場合

給与支払報告 特 別 徴 収										に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年 2. 新年度 3. 両年度		
小樽市長殿		〔特別徴収者 給与支払者〕		所 在 地		〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号										特別徴収義務者 指 定 番 号		9712775						
令和7年10月28日提出		フリガナ		カヅシゲイシヤ ハナヅノショウジ										所 属		会計課経理係								
		氏名又は名称		株式会社 花園商事										担 連 氏 名		鈴木								
		個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4										本人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		32-4111 内線 (242)						
給 与 所 得 者	フリガナ		カヅ 花子		(ア)		(イ)		(ウ)		異 動		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏 名		小樽 花子		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日				税額の徴収方法									
	生年月日		昭和55年 10 月 29 日		47,200		6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		令和7年				1. 特別徴収継続									
	個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4								10 月				2. 一 括 徴 収									
	受給者番号		987654								31 日				3. 普 通 徴 収 (本人納付)									
	1月1日 現在の住所		小樽市銭函1-1-1		円		19,900		27,300		多由・理由													
異動後の 住 所		小樽市若松1-1-1		円		円		円																

1. 特別徴収継続の場合																				
新 規 特 別 徴 収 勤 務 先 者	特別徴収義務者 指 定 番 号												☐ 新規		法 人 番 号				新しい勤務先へは、月割額 _____円を	
	所 在 地												担 当 者		所 属		月分(翌月10日納入期限分)から			
	フリガナ												氏 名				徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称												受 給 者 番 号				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合																	
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で	
																納入します。	

3. 普通徴収の場合																					
理 由	1	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市町村 料記入欄		A BG				Q		F	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										NT CD				S					
		3. 死亡による退職であるため														I		☐		☐	

特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先へ確認の上、記入してください。
「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」に✓印を
付けた場合にのみ記載してください。

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

納入書の記入例

① 通常の月割額の他に一括徴収分があるとき

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 領収証書 公
市町村コード 012033	

口座番号	加入者名	
02710-6-960059	小樽市会計管理者	
令和 7年 6月分	指定番号 9712775	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	126600
	退職所得分	
	延滞金	
	合計額	¥126600
納期限	令和 7年 7月 10日	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 小樽市花園2丁目12番1号 氏名又は名称 株式会社 花園商事 様		
上記のとおり領収しました。	領収日付印	
※合計額の首尾には〒記号を必ず記入してください。		
(納入者保管)		

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入書 公
市町村コード 012033	

口座番号	加入者名	
02710-6-960059	小樽市会計管理者	
令和 7年 6月分	指定番号 9712775	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	126600
	退職所得分	
	延滞金	
	合計額	¥126600
納期限	令和 7年 7月 10日	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 小樽市花園2丁目12番1号 氏名又は名称 株式会社 花園商事 様		
上記のとおり納入します。	領収日付印	
日計	円	
(金融機関保存分)		

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入済通知書 公
市町村コード 012033	

口座番号	加入者名	
02710-6-960059	小樽市会計管理者	
令和 7年 6月分	指定番号 9712775	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	126600
	退職所得分	
	延滞金	
	合計額	¥126600
納期限	令和 7年 7月 10日	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 小樽市花園2丁目12番1号 氏名又は名称 株式会社 花園商事 様		
取りとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794) 上記のとおり収納したので 通知します。	領収日付印	
受付店→北洋銀行 小樽中央支店→小樽市	(小樽市保管分)	

通常の月割額
93,600 円
+
一括徴収分
33,000 円

一括徴収分は
退職所得分
ではありません。

② 給与分の他に「退職所得の分離課税」があるとき

10 ページ以降の様式4枚目「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」にも記入して、
小樽市財政部市民税課へ提出してください。

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 領収証書(公)
市区町村コード	
012033	

口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 9712775
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)
	90600
	退職所得分
	216000
	延滞金
合計額	¥306600

納期限	令和7年10月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は 所在地	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は 名称	株式会社 花園商事 様
上記のとおり領収しました。	
領収 日付 印	

(納入者保存分)

※合計額の首部には¥記号
を必ず記入してください。

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入書(公)
市区町村コード	
012033	

口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 9712775
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)
	90600
	退職所得分
	216000
	延滞金
合計額	¥306600

納期限	令和7年10月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は 所在地	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は 名称	株式会社 花園商事 様
上記のとおり納入します。	
領収 日付 印	

(金融機関保存分)

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 納入済通知書(公)
市区町村コード	
012033	

口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 9712775
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)
	90600
	退職所得分
	216000
	延滞金
合計額	¥306600

納期限	令和7年10月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は 所在地	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は 名称	株式会社 花園商事 様
取りまとめ店	
小樽貯金事務センター (〒047-8794)	領収 日付 印
上記のとおり収納したので 通知します。	
〔受付店→北洋銀行 小樽中央支店→小樽市〕	

(小樽市保管分)

納入書の裏面も記入してください。

市民税 道民税		納入申告書	
小樽市長様		(受付印)	
令和7年10月10日提出			
令和7年9月分	人員	1人	
退職手当等 支払金額		1932000	
特別 徴収 税額	市民税	129600	
	道民税	86400	
特別 徴収 義務 者	住所又は 所在地	小樽市花園2丁目12番1号	
	氏名 又は名称	株式会社 花園商事(印)	
法人番 号又は 個人番号		1234567891234	
勤続年数		30年	
地方税法第50条の5及び第38条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。			

退職手当等支払金額があり納入申告書を使用する個人
事業主の方は、表面記入済の納入書の裏面を使用しない
てください。詳しくは6ページ「5 納入について」を
御覧ください。

様式集

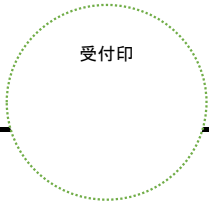
1. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
2. 普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書
3. 給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更・解散等届出書
4. 退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書
5. 指 定 通 知 書

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書															年 度		1. 現年 2. 新年度 3. 両年度				
小樽市長殿 年 月 日提出				〔 特別徴収 給与支払者 〕		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
						フリガナ												所 属			
						氏名又は名称												担 連 当 絡		氏 名	
						個人番号 又は法人番号		一個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										電 話		内線（ ）	
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名																				
	生年月日						円		月 から 月 まで 円		月 から 月 まで 円		年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由 〕		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)				
	個人番号																				
	受給者番号																				
	1月1日 現在の住所																				
異動後の 住 所																					

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を							
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		☐ 新規 法 人 番 号 〒										月分（翌月10日納入期限分）から									
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属		徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	フリガナ														氏 名		受 給 者 番 号					
	氏名又は名称												電 話		内線（ ）					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1.必要 2.不要

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、				
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。												
			月 日		円														

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄		A BG														Q		F		
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため															NT CD																E			
																																S			
																																I		☐	



普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書

※小樽市処理欄		現年度		新年度	
ABG					

(宛先)小樽市長 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒									
		フリガナ										
		名 称										
		法人番号										
給 与 所 得 者	フリガナ											
	氏 名											
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日										
	1 月 1 日 住 所											
	現 住 所											
	受 給 者 番 号											
	(該当する項目に チェックを入れてください。)	☐ 入社のため (年 月 日 入社) ☐ 正社員となったため (年 月 日) ☐ 本人より希望があったため ☐ その他 ()										
普通徴収 通知番号												
普通徴収分の 納付状況		☐ 全額未納 ☐ 第 期まで 納付済										
		(該当する項目に チェックを 入れてください。)										
※小樽市処理欄												
年税額												
徴収済額												
未徴収税額												
開始月分												
翌月以降												
月割額Tel												

※法人番号を記入してください。ただし、給与支払者が個人事業主の場合は記入しないでください。
※公的年金からの特別徴収の開始により、納税義務者本人に届いた年金所得に係る普通徴収分は切り替えることができません。
※二重納付防止のため、納付済の税額がある場合は、市民税・道民税の領収書の写しを添付してください。
※提出時期によっては、御希望の徴収月に間に合わない場合がございますので、事前にお問合せください。

給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更・解散等届出書

(小樽市提出用)

(宛先) 小樽市長 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒										担当 者	課 係		特別徴収義務者 指 定 番 号							
			名 称 又は 氏 名												氏名									
			法人番号												電話									
変 更 事 項		変 更 前													変 更 後									
	フリガナ																							
	所 在 地 (住 所)	〒													〒									
	フリガナ 名 称 又は 氏 名 電 話																							
変更年月日		年 月 日																						
書類送付先	フリガナ 所 在 地 (住 所)	〒																						
	フリガナ 名称又は氏名	担当 電話																						
変更理由		① ☐ 社名変更 ② ☐ 所在地変更 ③ ☐ 本店登記地変更 ④ ☐ 書類送付先変更 ⑤ ☐ 新設・吸収合併（法人番号の変更 有・無） ⑥ ☐ 解散・倒産・閉鎖 ⑦ ☐ その他																						
		※現在、給与所得等に係る特別徴収対象者が存在し、⑤法人番号変更有、又は⑥に該当する場合は、給与所得者異動届出書の提出が必要です。																						
備考																								

※誤読を避けるため、所在地(住所)、名称又は氏名には必ずフリガナをお願いします。

退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書(小樽市提出用)

(宛先) 小 樽 市 長 年 月 日提出	特別徴収義務者の名称(氏名)	特別徴収義務者の所在地(住所)	担 当 者	(係名)	(電話番号)
				(氏名)	

特別徴収義務者番号	納 入 年 月 日
	年 月 日

退 職 者 (納 税 者)				退職手当等支払金額	勤続年数	特別徴収税額		退 職 日 (支払確定日)	退職手当を同一年 に 2 か 所以上 受けたことの有無
1 月 1 日 の 住 所		氏 名	役員には○を つけてください			市民税	道民税		
1		明・大・昭・平・令 年 月 日		円	年	円	円		有・無
2		明・大・昭・平・令 年 月 日							有・無
3		明・大・昭・平・令 年 月 日							有・無
4		明・大・昭・平・令 年 月 日							有・無
5		明・大・昭・平・令 年 月 日							有・無
年 月分		人 員		支 払 金 額 合 計		特別徴収税額			
		人		円		市民税	道民税		
						円	円		

北海道外のゆうちょ銀行及び
郵便局でのお支払について

小樽市では、公金に関する振替口座を
開設しております。ゆうちょ銀行及び郵
便局を御利用される北海道外の特別徴収
義務者の方は、初回の払込みの際に「提出
年月日」と「ゆうちょ銀行本支店名あるい
は郵便局名」を書き加えた右の指定通知書
を提出されますと、今回お送りした納入
書で、お支払いただけます。

なお、一度手続をされますと、その後
続けて御利用いただけます。

切
取
線

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長 様

_____郵便局長 様

小 樽 市 長



貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基
づき下記のとおり給与所得等に係る特別徴収税額の納入
店(局)として指定したので通知します。

- | | |
|----------|----------------|
| 1 認可番号 | 小振計第3900号 |
| 2 口座番号 | 02710-6-960059 |
| 3 加入者名 | 小樽市会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 小樽貯金事務センター |

(〒047-8794 小樽市入船5丁目3番1号)